

病原体等の適正な管理を含めた総合的な感染症対策の概要

〔所持等の禁止〕 《一種病原体等》	〔所持等の許可〕 《二種病原体等》	〔所持等の届出〕 《三種病原体等》	〔基準の遵守〕 《四種病原体等》
<ul style="list-style-type: none">○エボラウイルス○クリミア・コンゴ出血熱ウイルス○痘そうウイルス○南米出血熱ウイルス○マールブルグウイルス○ラッサウイルス <p>(以上 6)</p>	<ul style="list-style-type: none">○SARSコロナウイルス○炭疽菌○野兎病菌○ペスト菌○ボツリヌス菌○ボツリヌス毒素 <p>(以上 6)</p>	<ul style="list-style-type: none">○Q熱コクシエラ、○狂犬病ウイルス○多剤耐性結核菌 <p>政令で定めるもの</p> <ul style="list-style-type: none">○コクシジオイデス真菌、○サル痘ウイルス、○腎症候性出血熱ウイルス○西部馬脳炎ウイルス○ダニ媒介性脳炎ウイルス群○東部馬脳炎ウイルス、○ニパウイルス○日本紅斑熱リケッチャ○発しんチフスリケッチャ○ハンタウイルス肺症候群ウイルス○Bウイルス、○鼻疽菌、○ブルセラ属菌、○ベネズエラ馬脳炎ウイルス○ヘンドラウイルス○リフトバレーウイルス、○類鼻疽菌○ロッキー山紅斑熱リケッチャ <p>(以上 21)</p>	<ul style="list-style-type: none">○インフルエンザウイルス(H2N2)○黄熱ウイルス○クリプトスピリジウム○結核菌（多剤耐性結核菌を除く。）○コレラ菌○志賀毒素○赤痢菌属○チフス菌○腸管出血性大腸菌○鳥インフルエンザウイルス○パラチフスA菌○ポリオウイルス <p>政令で定めるもの</p> <ul style="list-style-type: none">○ウェストナイルウイルス○オウム病クラミジア○デングウイルス○日本脳炎ウイルス <p>(以上 16)</p>
<ul style="list-style-type: none">○国又は政令で定める法人のみ所持(施設を特定)、輸入、譲渡し及び譲受けが可能○運搬の届出○発散行為の処罰	<ul style="list-style-type: none">○試験研究等の目的で、厚生労働大臣の許可を受けた場合に、所持、輸入、譲渡し及び譲受けが可能○運搬の届出	<ul style="list-style-type: none">○病原体等の種類等について厚生労働大臣へ事後届出○運搬の届出	
<ul style="list-style-type: none">○病原体等に応じた施設基準、保管、使用、運搬、滅菌等の基準(厚生労働省令)の遵守○厚生労働大臣等による報告徴収、立入検査○厚生労働大臣による改善命令○改善命令違反等に対する罰則			